

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（素案）概要

〇条例制定の趣旨

福島県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、住民の皆さんから不安の声が寄せられています。このため、一刻も早く危険な土砂の搬入を規制し、同様の事案の発生抑止策を講じることが急務になっています。

令和3年7月に静岡県熱海市で起きた大規模土石流は盛り土に端を発した災害でした。こうした痛ましい災害を未然に防ぐため令和5年5月に盛土規制法が施行されましたが、法の適用には規制区域の指定が必要となります。

福島県では、盛土規制法の規制区域の指定の前にできる限り早期に、土砂の崩落等による災害の発生の防止を図るための規制措置を講じ、県民の安全を確保するため、「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定します。

〇条文

第一章 総則

第一条 目的

- ・条例制定の目的

第二条 定義

- ・用語の定義

第三条 土砂等の埋立等を行う者の責務

- ・災害発生防止に必要な措置の実行

第四条 土地の所有者の責務

- ・所有地の適正な管理

第五条 土砂等を発生させる者の責務

- ・適正な埋立て等に向けた協力 等

第六条 県の責務

- ・市町村との連携、協力による施策の推進 等

第二章 土砂等の埋立て等の許可等

第七条 土砂等の埋立等の許可

- ・土砂等の埋立て等を行う場合の許可 等

第八条 埋立て等区域の土地の所有者の同意

- ・土地の所有者からの同意取得

第九条 周辺の住民に対する周知

- ・周辺住民への計画概要の周知

第十条 許可の申請の手続

- ・申請書の提出 等

第十一条 許可の基準等

- ・土砂等の埋立て等の許可基準 等

第十二条 変更許可等

- ・土砂等の埋立て等の変更許可基準 等

第十三条 許可の条件等

- ・土砂等の埋立て等の許可条件の付与 等

第十四条 管理責任者の設置

- ・第七条許可に係る埋立て等区域ごとへの管理責任者の設置

第十五条 標識の掲示等

- ・標識の掲示及び境界標の設置

第十六条 土砂等管理台帳の作成等

- ・台帳の作成及び土砂等の量の知事への報告

第十七条 土砂等の埋立て等の完了の届出等

- ・土砂等の埋立等の完了等の知事への届出 等

第十八条 譲受け許可

- ・事業の譲受け許可 等

第十九条 地位の継承

- ・相続、合併、分割時の地位の継承 等

第二十条 土砂等の埋立て等を行う者に対する命令

- ・災害発生防止に必要な措置の措置命令、停止命令

第二十一条 許可の取消し等

- ・違反者等への許可取消し

第二十二条 関係図書の保存

- ・関係図書の写しの保存

第三章 雑則

第二十三条 報告の徴収等

- ・施行状況等の報告 等

第二十四条 立入検査等

- ・事務所等への立入検査 等

第二十五条 公表

- ・命令等を受けた者の氏名等の公表 等

第二十六条 手数料

- ・申請手数料の徴収 等

第二十七条 市町村の条例との関係

- ・県条例の適用除外

第二十八条 委任

- ・規則への委任

第四章 罰則

第二十九条～第三十二条 罰則

- ・懲役や罰金の定め 等

第三十三条 両罰規定

- ・両罰規定の定め